

沖英寮生活規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団学生寮管理運営規程（以下「管理規程」という。）第25条第2項に基づき、沖縄県学生寮沖英寮（以下「寮」という。）における寮生活に必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 寮は、寮生全員がともに勉学する共同生活の場であることを深く認識し、この規則を遵守し、互いに良識をもって行動しなければならない。

第2章 寮 規 律

(共同生活におけるマナーおよび迷惑行為の禁止)

第3条 寮生は、礼儀正しく、かつ、規律節制を重んずる品格ある寮風の確立に努めなければならない。

2 寮は、寮生の修学の間であることをよく考え、共同生活上のマナーを身につけ、常に静粛であることとし、放歌、談笑、器樂の奏鳴、テレビ、ラジオの騒音、暴力行為、麻雀などの賭博行為、飲酒による喧騒行為などによって他の寮生の勉学、安息を妨げてはならない。

3 特に、破廉恥行為や近隣への迷惑行為は、厳禁する。又、屋上、二階、三階のバルコニーへ出ることを禁ずる。

4 寮内においては、全面禁煙とする。また、各寮室内での飲酒は原則として禁止する。

5 食堂内においては、一目で寝巻とわかるようなものは着用しないこと。

(門限及び外泊、帰省、旅行)

第4条 門限は、午後11時とする。ただし、やむを得ない理由により門限までに帰寮できない場合は、あらかじめ寮監の許可を得ておかななければならない。

2 外泊、帰省、旅行などで寮を留守にする場合は、所定の用紙により、あらかじめ寮監の許可を得ておかななければならない。

3 外泊の届け出は前日までとする（当日の届け出は許可しない。）。又、帰省、旅

行等の届け出は、遅くとも5日前までに提出すること。

(外来者の無断立入、宿泊の禁止)

第5条 外来者は、寮監の許可を得ることなく、寮に立ち入り、または、寮の施設を利用することはできない。

2 外来者が前項の許可を得て寮内に立ち入る場合は、外来者名簿に所定事項を記入しなければならない。

3 外来者は、正当な理由なくして長時間寮内に滞在してはならない。特に午後9時以降の滞在は厳禁する。

4 外来者の宿泊は認めない。ただし、母親、姉妹で特別の必要がある場合は、寮監に届け出て、その許可を得なければならない。

(政治的、宗教的集会などの禁止)

第6条 寮生は、寮内で政治的、宗教的な集会、宣伝、行動、その他共同生活の秩序を乱す行為をしてはならない。

2 前項の規定は、社会における政治、宗教の役割についての一般的理解を深め、教養を身につける目的での寮生相互の学問研究活動を妨げるものではない。

(集会などの許可)

第7条 食堂などを専有しての集会、会合、行事などを行う場合は、あらかじめ、寮監の許可を得なければならない。

(施設、共同使用物の保全義務)

第8条 寮生は、寮の施設及び寮内の共同使用物を大事にし、また、共同使用物を寮室へ持ち込んだり、私物化してはならない。

第3章 生活 準 則

(食 事)

第9条 食事時間は次の通りとする。

朝 食	午前7時	～	午前9時
夕 食	午後7時	～	午後9時

ただし、夜間部学生については、午後10時30分までとする。

2 食事は、食堂内でとるものとし、食器類を寮室へ持ち込んではいない。ただし、病気など、特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 3 寮内での自炊は認めない。ただし、簡易な補食はこの限りではない。
- 4 欠食の際は、前日までに寮監に申し出なければならない。
- 5 寮生は、許可なく、厨房へ立ち入ってはならない。
- 6 午後11時以降の食堂の使用は、原則として認めない。ただし、特別の必要がある場合は、寮監の許可を得て使用しなければならない。
- 7 日曜日、祝日及び8月1日から8月31日（設備の保守点検、修繕などに充てるため）までの間、12月29日から1月3日までの間は喫食なしとする。

（入 浴）

第10条 入浴は、入浴日及び入浴時間内に行わなければならない。入浴日及び入浴時間は次のとおりとし、入浴の際は光熱水費の節減に努めるものとする。

- (イ) 入 浴 日 毎 日
- (ロ) 入浴時間（一日一回） 午前6時 ～ 午前 9時
午後4時 ～ 午後11時45分
- (ハ) 夏季（5月～9月）は、シャワーのみとし、冬季（10月～4月）は、浴槽を使用することが出来る。

（清掃及び地域への協力）

第11条 寮生は、各寮室及び寮内の清掃に努め、さらに、地域の行事や清掃に協力し、生活環境の衛生向上に努めなければならない。

- 2 食堂、廊下、浴室、玄関など、共同部分の清掃は、寮生の当番制とする。
- 3 当番の割り振りは、寮生委員会へ委任する。

（消灯及び冷暖房時間）

第12条 消灯時間は、次の通りとする。

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 廊下 | 午後11時 |
| 食堂 | 午後11時 |
| 階段 | 午前5時30分（5月～9月）
午前6時00分（10月～4月） |
- 2 食堂の冷暖房機の稼働期間及び時間は、次のとおりとする。
- | | | |
|----|----|--|
| 冷房 | 期間 | 7月～9月 |
| | 時間 | 朝 午前6時30分～午前10時00分
夕 午後6時00分～午後11時00分 |
| 暖房 | 期間 | 11月～3月 |
| | 時間 | 朝 午前6時30分～午前10時00分
夕 午後6時00分～午後11時00分 |

(電気、ガス、水道などの節減及び電気料の徴収)

第13条 寮生は、寮内、各寮室、洗面所、トイレ、入浴時などにおいて、節減に努めなくてはならない。

2 寮生は、毎月決められた期日までに、寮生の自室の電気使用料（冷暖房料金）を支払わなければならない。

第4章 寮 生 組 織

(寮生委員会)

第14条 寮生は、管理規程第13条の制限内において、寮生自治及び相互の親睦を図るため、寮生委員会を組織することができる。

2 寮生委員会には、寮生の互選による寮長、その他の役員を置くものとする。

3 寮生委員会の運営については、寮監の指導に従うほか、自治と放任、自由と無秩序を混同しないよう常に自戒しなければならない。

(寮生委員会規約)

第15条 寮生委員会は、寮監の承認を得て、委員会規約を制定することができる。

第5章 雑 則

(寮生活の安全)

第16条 寮生は、衛生、防火、盗難などの予防に留意し、共同生活の安全と秩序の保持に努めなければならない。

(居室の巡視及び立ち入り)

第17条 寮監は、災害予防、その他管理上、必要があると認めるときは、あらかじめ、入寮者に通知して居室に立ち入ることが出来る。ただし、緊急事態発生時、又は、管理上、緊急に処置しなければならないときは、入寮者への予告なしに居室を巡視または立ち入ることが出来る。

2 寮監は、寮生の部屋の点検を7月、12月、3月に実施する。

(アルバイトの届出)

第18条 寮生がアルバイトをするときは、期間、時間帯、仕事の内容などについて

て、寮監に届け出て、許可を得なければならない。ただし、第4条に定める門限までに帰寮できる時間帯のアルバイトに限る。

2 カルチャーセンターや塾などに通う者で、帰寮時間が午後9時を過ぎる者は時間帯や内容などについて、寮監に届け出なければならない。

(雑 則)

第19条 その他、この規則に定めのないことについても寮監の指示、寮内の掲示に従うほか、良識をもって行動しなければならない。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の設立の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。